

## 揭示文兼入札説明書【再公募】

独立行政法人都市再生機構西日本支社の千里竹見台団地他2団地設計・建設住宅性能評価業務に係る指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本件業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

但し、やむを得ない事由により電子入札により難しい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる（様式は、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「紙入札方式参加承諾様式（一式）」からダウンロードできるので、参加表明書提出期限までに5(2)へ様式1及び2を提出すること。）

1 手続開始の揭示日 令和3年7月8日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 田中 伸和  
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

3 業務概要

- (1) 業務名 千里竹見台団地他2団地設計・建設住宅性能評価業務
- (2) 業務内容 千里竹見台団地後工区、浜甲子園団地第 期、及び新千里東町団地後工区で予定されている工事により建設する住宅に係る、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）に定める設計及び建設住宅性能評価業務一式
- (3) 業務の詳細な説明 別添仕様書による。
- (4) 履行期間 令和3年9月中旬（契約締結日の翌日）から令和7年5月30日（金）まで（予定）
- (5) 履行場所 原則として受注者の事務所
- (6) 揭示文兼入札説明書の交付期間、場所及び方法  
令和3年7月8日（木）から令和3年9月3日（金）までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、以下の書類等については、交付等の方法により行う。

本件業務に関する積算基準については、下記のとおり閲覧する。

イ 期間：令和3年7月9日（金）から令和3年7月21日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時の間は除く。）

ロ 場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階エントランス

ハ 方法：あらかじめ希望日時を5(1)記載の連絡先に連絡のうえ、記名押印した別記様式5「重要な情報の保護に関する誓約書」と引換えに指定した日時に関覧するので、持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### 4 指名されるために必要な要件

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書 当機構で使用する標準契約書等について その他 「(入札説明書等別紙)暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (4) 当機構関西地区（所管事務所等を含む。）において受注した業務の成績について、申請書及び資料の提出期限の前日1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (5) 当機構関西地区における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (6) 平成30年4月1日から参加表明書の提出期限日の前日（令和3年7月25日）までの間に、品確法に基づく登録住宅性能評価機関として行った、RC造共同住宅に係る設計住宅性能評価業務及び建設住宅性能評価業務の実績をそれぞれ1件以上 有すること。

各業務（設計及び建設住宅性能評価業務）の実績は、一の業務に含まれるものであっても別業務であっても可とする。

- (7) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関であって、過去3年以内に同法に基づく監督処分を受けていないこと。
- (8) 品確法に基づく登録事項が以下のとおりであること。
  - 新築の共同住宅等の設計及び建設住宅性能評価を行う者であること。
  - 評価を行う区域に、大阪府及び兵庫県が含まれていること。
  - 登録している評価員が10名以上いること。また、評価員については、参加表明書の提出期限日時点において、当該企業と直接的な恒常的雇用関係があること。なお、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、恒常的雇用関係とは、参加表明書の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取扱う。

#### 5 担当部署

- (1) 公募条件ほか(2)以外について  
〒536 - 8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
技術監理部 企画課 電話06 - 6969 - 9829

- (2) 入札手続及び一般競争参加資格について  
〒536 - 8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社  
総務部契約課 電話06 - 6969 - 9848

## 6 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。発注者は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4 (5) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することができない。

### 一般競争参加資格の申請

4 (5)の認定を受けていない者も、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、4 (1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4 (5)の認定を受けていることを条件として指名通知をし、又は非指名理由を通知するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4 (5)の認定を受けていなければならない。

ついては、上記の者は、と別に、以下のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及び添付書類を提出して、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 競争参加資格 建設コンサルタント等の「随時受付」事項を参照）。

イ 提出期間：令和3年7月8日（木）から令和3年7月16日（金）（参加表明書の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：5 (2)に同じ。

ハ 提出方法：提出場所へ持参し、又は一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に「『（千里竹見台団地他2団地設計・建設住宅性能評価業務）』申請希望（開札日：（令和3年9月6日））」と朱書きすること。）。

### 参加表明書の提出

イ 提出期間：令和3年7月9日（金）から令和3年7月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：5 (2)に同じ。（紙入札方式の者は5 (1)に同じ。）

ハ 提出方法：参加表明書の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。

但し、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得たうえ紙入札方式による者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着。表封筒に「『（本件業務名）』に係る参加表明書在中」と朱書きすること。）することにより行うものとし、提出

場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 参加表明書は、別記様式 1 から別記様式 4 までにより作成すること。
- (3) 参加表明書は、別紙 1 に従い作成すること。
- (4) 指名する者に対しては、令和 3 年 8 月 20 日（金）までに電子入札システム（紙入札方式の者は書面）にて通知する。
- (5) その他

参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

発注者は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書は、返却しない。

提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。

#### 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより提出する場合は、ファイル形式は Word 2010 形式以下のもの、Excel 2010 形式以下のもの、PDF 形式又は画像ファイル（JPEG 形式及び GIF 形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。但し、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み、本文に貼り付けること。

全てのファイル容量の合計が 3 MB を超える場合は、全ての書類を、(1) の紙入札方式の者と同様の提出期間、場所及び方法により、提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認められない（容量 3 MB までの一部ファイルは電子入札システム、容量を超えた分は書面、といった提出方法は認めないので、必要書類の全てをまとめて提出すること）。併せて、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・（電子入札での提出以外の提出方法）とする旨の表示
- ・提出する書類の目録
- ・提出する書類のページ数
- ・提出年月日

## 7 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システム（紙入札方式の者は書面）により通知する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、発注者に対して非指名理由について、次に従い、説明を求めることができる。

提出期限：令和 3 年 8 月 27 日（金）午後 5 時

提出場所：5 (2) に同じ。（紙入札方式の者は 5 (1) に同じ。）

提出方法：電子入札システムにより提出すること（様式は自由）

但し、紙入札方式の者は、書面を一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに

必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 発注者は、説明を求められたときは、令和3年8月31日(火)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙入札方式の者は書面)により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (4) 発注者は、提出期限の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

## 8 入札説明書等に対する質問

- (1) 設計図書(仕様書、図面及び現場説明書等をいう。)及びこの入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

なお、3(6)ただし書に記載のとおり、本件業務に関する積算基準については所定期間内に閲覧となっているので、それを含め全てを熟読したうえで質問を行うこと。

提出期間：令和3年7月9日(金)から令和3年8月26日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所：5(2)に同じ。(紙入札方式の者は5(1)に同じ。)

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問がある場合には、回答書を、次のとおり閲覧に供する。

期間：令和3年8月31日(火)から令和3年9月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

方法：電子入札システムによる。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階質疑応答コーナー開架棚において閲覧に供する。

## 9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書の提出期間及び場所

提出期間：令和3年9月2日(木)から令和3年9月3日(金)正午まで

提出場所：5(2)に同じ。

- (2) 開札の日時及び場所

日時：令和3年9月6日(月)

開札時間は、指名通知に併せて通知する。

場所：5(2)に同じ。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、独立行政法人都市再生機構西日本支社 3階契約情報公開コーナー対面ブース

## 10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。  
但し、紙入札方式の者は、作成した入札書（様式は当機構ホームページ「入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「入札書様式（電子入札用） 紙入札の場合のみ使用」を参照）について、一般書留郵便により郵送（提出期限までに必着）すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。  
なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。  
中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入のうえ、押印（入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要（代理人の場合は委任状）である。）したものを中封筒に入れ、封をして割印し、業務名、開札入札日時及び入札者名を明記すること。また、入札書については、入札案件ごとに封をすること。  
表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒（及び年間委任状又は委任状）を入れ、封をして割印すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。  
ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 13 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う（電子入札運用基準「5.開札」の項を参照）。

但し、紙入札方式の者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと（電子入札シ

ステムにて入札を行う者は、立会は不要。) なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

#### 14 入札の無効

この入札説明書において示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得（当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 運用基準・様式等を参照）等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

#### 15 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 16 手続における交渉の有無 無

#### 17 契約書作成の要否等

標準契約書（業務請負契約書（様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照）により、契約書を作成するものとする。

#### 18 支払条件

前金払30%以内、別途定める中間支払率表による部分払6回及び完成払

#### 19 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

#### 20 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

当機構との間の取引高

総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

21 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者等を本件業務に配置すること。

- (4) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者としようとする場合は、業務を実施するにあたり万が一にも支障が生じるといったことのないよう、業務量等を十分に検討したうえで申請及び入札を行うこと。

なお、他の業務を落札した等により、配置予定の技術者を配置することができなくなる或いは手持ち業務量が過大となり業務の履行が不可能となる恐れがあるときは、入札してはならず、参加表明書又は入札書（以下「参加表明書等」という。）を提出している者は、直ちに当該参加表明書等の取下げを行うこと。他の業務を落札した等により配置予定の技術者を配置することができず或いは業務の履行が不可能となる恐れがあるにもかかわらず入札した場合においては、指名停止借置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼動している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 お知らせにおいて公開する。

- (6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 操作マニュアルにおいて公開している。

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

- ・ システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札システムヘルプデスク

: 0570-021-777 (ナビダイヤル)

E-mail : sys-e-cydeenaspheip.rx@ml.hitachi-systems.com

( ナビダイヤルが利用できない場合 )

よくある質問 ( 当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 操作方法に関するお問い合わせ先 )

URL : <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>

- ・ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

ICカードを取得した各電子入札コアシステム対応の認証局のヘルプデスクへ問合せすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、5(2)へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 参加表明書受信確認通知 ( 電子入札システムから自動通知 )
- ・ 参加表明書受付票 ( 受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。 )
- ・ 指名通知書 ( 通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。 )
- ・ 辞退届受信確認通知 ( 電子入札システムから自動通知 )
- ・ 辞退届受付票 ( 電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。 )
- ・ 日時変更通知書 ( 通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。 )

- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ・ 見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
  - ・ 見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (10) 落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照)を契約書と同日付で締結するものとする。
- (11) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書を参照)を契約書と同日付で締結するものとする。
- (12) 本件業務は、業務成績評定対象業務である。落札者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発生時に価格以外の評定項目として使用することがある。

以 上

お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

## 別紙 1

### 参加表明書の作成方法

参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、2の業務の実績については、平成30年4月1日以降に、業務が完了し、引渡しが進んでいるものにより記載すること。

#### 1 登録状況

品確法に基づく登録住宅性能評価機関の登録状況について、別記様式2に記載すること。

なお、登録住宅性能評価機関であることを示す資料の写しを添付すること。

#### 2 業務の実績

入札説明書4(6)に掲げる資格があることを判断できる、業務の実績を別記様式3に記載すること。記載する業務の実績の件数は、2件までとする。

なお、記載した業務に係る契約書及び業務内容がわかる仕様書の写しを添付すること。

#### 3 登録評価員の状況

品確法に基づき登録している評価員の状況について、別記様式4に記載すること。記載する評価員の人数は11名までとする。

なお、雇用関係を証明する資料を添付すること（健康保険証等の場合、被保険者等記号・番号等にはマスキングを施すこと。）。

#### 4 その他の疎明資料

本紙を含むその他入札説明書において、記載された内容の確認のため提出を求めているものがある場合は、当該疎明資料を提出すること。



## 別記様式 2

## 登録状況

提出者名：

## ・品確法に基づく登録状況

登録番号		
当初登録日		
変更(更新)日		
有効期限日		
登録 の区 分	法第7条第2項	1号・2号・3号
	施行規則第9条	設計・新築・既存
業務を行う事務所の 所在地		
業務を行う区域		
専任管理者氏名		
登録評価員数		

該当するものに を記すこと。

なお、「1号」「2号」「3号」は、品確法第7条第2項の第1号（建築士法第3条第1項第2号～第4号の建築物）、第2号（建築士法第3条の2第1項各号の建築物）、第3号（左記以外）を示す。

また、「設計」「新築」「既存」は、同施行規則第9条の第1号（設計住宅性能評価）、第2号（新築住宅の建設住宅性能評価）、第3号（既存住宅の建設住宅性能評価）を示す。

別記様式 3

平成30年 4 月 1 日以降に完了した業務の実績

提出者名：

1	種別	設計 ・ 建設
	業務名称	
	履行期間	
	発注者	
	受注形態	
	建物用途	
	構造種別 ・ 形式	
	業務概要	
2	種別	設計 ・ 建設
	業務名称	
	履行期間	
	発注者	
	受注形態	
	建物用途	
	構造種別 ・ 形式	
	業務概要	

入札説明書 4 (6) に示する設計住宅性能評価業務及び建設住宅性能評価業務のうち該当するものに を記すこと。

別記様式 4

品確法に基づき登録している評価員の状況

提出者名：

	評価員 氏名	実務 経 験年数	取得資格（登録番号）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

住宅性能評価業務に係る実務をいう。

重要な情報の保護に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当部署

担当者氏名

(TEL / FAX)

貴機構の下記の工事等に係る掲示に基づく入札等にあたり、貴機構から提供される重要な情報の取扱いについては、下記のとおり、厳重な管理をすることを誓約します。

記

1 工事等名

千里竹見台団地他 2 団地設計・建設住宅性能評価業務

2 重要な情報

積算基準、質疑応答調書その他交付又は閲覧の方法により提供される情報

3 誓約事項

- (1) 貴機構から提供される重要な情報は、本件入札等に参加する目的のみに使用することを誓約します。
- (2) 重要な情報の保護の重要性を認識し、貴機構又は第三者に対する権利権益を侵害することのないよう、情報の取扱いを適切に行います。
- (3) 重要な情報について、他に漏らさず、漏えい、流出、滅失及びき損の防止その他の重要な情報の適切な管理のための必要な措置を講じます。
- (4) 貴機構が重要な情報の管理の状況について調査を求めた場合には、それに協力します。
- (5) 上記の各誓約に反して、貴機構に迷惑をかけ、損害を与えるような事態を招来したときは、その損害賠償等の責を負います。

以 上